

広島県国民保護計画の概要

第1編 総論

県は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施する。

国民保護措置を実施するに当たり、基本的人権の尊重や国民の権利利益の迅速な救済等、特に留意すべき9項目を基本方針とする。

関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口、関係機関の事務又は業務等を定める。

地理的、社会的特徴としては、沿岸部に人口・産業が集積し、人口110万人の政令指定都市（広島市）があることや、島数が138（有人島34）と多いことなどがある。

本計画では、基本指針において想定されている武力攻撃事態の4類型及び緊急処理事態の4つの事態例を対象とする。

第2編 平素からの備えや予防

県は、避難や救援などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、平時から必要な組織及び体制の整備を行うとともに、次の備えを行う。

- ・ 市町、指定地方公共機関等関係機関との連携体制の整備
- ・ 通信の確保
- ・ 情報収集・提供等の体制整備
- ・ 研修及び訓練
- ・ 避難及び救援に関する平素からの備え
- ・ 生活関連等施設の把握等
- ・ 物資・資材の備蓄、整備及び点検
- ・ 国民保護に関する啓発

第3編 武力攻撃事態等への対処

武力攻撃事態や緊急処理事態の認定が行われる前の段階等においても、県独自の対応として広島県国民保護対策連絡室を設置し、初動体制を確立する。

国民保護措置の実施にあたっては、国、他の都道府県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携する。

警報の通知及び避難の指示等を迅速かつ的確に実施する。また、大都市や離島などの地域特性や事態の類型に応じた住民の避難に留意する。

避難住民等の救援については、市町と連携して、収容施設の供与、生活必需品の供与、医療の提供等の救援活動等を実施する。

安否情報は基本的に市町が収集することとされているが、必要に応じて、

県が自ら安否情報の収集を行う。また、個人情報の保護に配慮する。

武力攻撃災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設の重要性にかんがみ、施設管理者に安全確保措置を要請するなど、必要な措置を行う。

武力攻撃原子力災害及びNBC（核・生物剤・化学剤）攻撃による災害への対処に当たり、モニタリングの実施や応急措置の実施など、関係機関と連携して必要な措置を行う。

電話、防災行政無線その他の通信手段により、被災情報を収集するとともに、消防庁へ報告する。

避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行う。

武力攻撃事態等においては、生活関連物質等が不足することも想定されるため、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行うなど、国と連携しつつ、国民生活の安定に関する措置を行う。

武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施できるよう、必要な交通規制を行う。

第4編 復旧等

県が管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のための必要な措置を行う。

武力攻撃災害の復旧については、国が示す方針にしたがって実施する。

国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等を定める。

第5編 緊急対処事態への対処

県緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施など、緊急対処事態への対処については、原則として、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。